

城東区保健福祉センター ケース診断会議 開催要項

1. 目的

ケース診断会議は被保護世帯等の支援において、保護実施に係りその内容を組織的に審査、検討し、適正な保護の実施に資するとともに、自立の推進を図ることを目的とする。

2. 実施主体・構成

ケース診断会議の実施主体は、城東区保健福祉センター保健福祉課生活支援担当であり、担当課長、課長代理、査察指導員、ケースワーカーのほか、必要に応じて、関係職員で構成する。

3. 対象ケース

ケース診断会議の対象は、次の中から、担当課長、当該ケースを担当する課長代理、査察指導員、ケースワーカー若しくは受付面接担当係長が選定する。

- (1) 保護の相談若しくは申請において慎重な判断が必要な場合。
- (2) 他の規定でケース診断会議の開催が義務付けられている場合。
- (3) その他必要と思われる場合。

4. 会議の開催及び進行

ケース診断会議は、対象ケースについて、担当課長、当該ケースを担当する課長代理、査察指導員、ケースワーカー、若しくは受付面接担当係長のいずれかが、その内容を組織的に審査、検討することが必要だと判断した場合に開催を提案できる。そのときは原則として開催されるものとし、次のとおりの手順で行う。

- (1) 会議開催の有無、招集は主担当係長が決定する。ただし、適宜開催するときはこの限りでない。
- (2) 会議開催及び議事進行はケースを担当する査察指導員が行う。
- (3) ケースワーカーは、事前に「ケース診断会議票」を作成のうえ、参考資料とともに必要部数を準備する。
- (4) ケースワーカーは、「ケース診断会議記録表」に開催日、参加者氏名、検討事項等を記録する。
- (5) ケースワーカーは、会議終了後速やかに「ケース診断会議記録表」に検討結果の内容等を記載し、担当内で供覧する。

5. 附則

この要項は、平成 26 年 9 月 1 日から施行する。

この要項は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

この要項は、平成 30 年 7 月 10 日から施行する。

この要項は、平成 30 年 8 月 10 日から施行する。